令和８年７月１７日

公　　告

分任契約担当官
陸上自衛隊北恵庭駐屯地
第３２３会計隊北恵庭派遣隊長　廣瀬　裕美子

一般競争について下記のとおり実施するので、陸上自衛隊が示す「入札及び契約心得」、「使用済自動車（被けん引車、二輪、大型特殊等）の売払い（仕様書番号ＧＶ－Ｚ００１０１６）」等関係事項を承諾のうえ参加されたい。

１　競争に付する事項
（１）件名等

品　名	規　格	単位	数量
１ｔ水タンクトレーラ１，０００Ｌ　ほか１件売払い　別紙第１「内訳書」のとおり			

※　本入札は使用済車両の売払いを目的とし、解体及び破砕を要する。
（２）搬出場所
陸上自衛隊北恵庭駐屯地
（３）代金納入時期
代金の納付は、歳入徴収官の発行する納入告知書又は契約担当官の口頭告知により、指定された期日及び 場所に納付するものとする。
（４）搬出期限
代金納付の日から５日以内（**令和８年１０月３０日**までに搬出）
（５）履行期限
令和９年１月３１日

２　競争に参加する者に必要な資格に関する事項
（１）予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中「特別の理由がある場合」に該当する。
（２）予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。
（３）令和８年度有効の全省庁統一競争参加資格「物品の買受け」の「Ａ」、「Ｂ」又は「Ｃ」の格付を保有し、北海道地域に競争参加資格を有する者であること。
（４）契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
（５）別紙第２「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。
（６）「使用済自動車の再資源化等に関する法律」に示す４つの業種資格（引取業、フロン類回収業、解体業及び破砕業）を有する者、又は引取業の資格を有し他の３業種を他業者に再委託（旧「下請負」、以下「再委託」という。）させる場合は、契約担当官から承認を受けた者であること。
（７）前号により再委託者として承認されていない者であること。
（８）過去の使用済車両売払い又は処分契約において、解体証明書又は破砕証明書が履行期限を超えて未提出の状態でない者であること。
（９）前各号によるほか、次項に示す事前提出書類による審査の合格者であること。

３　事前提出書類及び審査
（１）資格審査決定通知書（写）
（２）引取業、フロン類回収業、解体業及び破砕業資格を証明できる書類（写）
（３）引取業の資格を有し、他の３業種を他業者に再委託させる者は、引取業を証明できる書類（写）、再委託させる者の３業種の資格を証明できる書類（写）及び再委託承認申請書を提出すること。なお、「再委託承認申請書」には再委託者の連絡先及び担当者名を記載すること。
（４）その他、官側が必要とする書類があった場合は、依頼の書類を提出すること。
（５）提出時期
令和８年８月４日（火）１７時００分迄（仕様書に示す提出時期によらず、本公告の提出時期を適用する。）
（６）事前審査結果通知
令和８年８月６日（木）までに通知する。

4　再委託者の確認
（１）再委託承認申請の審査に当たっては、「再委託承認申請書」に再委託者の連絡先及び担当者名を記載するものとし、契約担当官等が、当該承認申請書に記載された再委託者に電話等により確認し、確認ができなかった場合は当該再委託を承認しない。
（２）契約担当官の電話等による確認期間は、審査結果通知日以前までとする。
（３）承認申請をする再委託者が入札参加者である場合、当該再委託を承認しない。

5　契約条項等を示す場所
契約条項並びに「入札及び契約心得」については、陸上自衛隊北恵庭駐屯地　第３２３会計隊北恵庭派遣隊に掲示するほか、北部方面会計隊ホームページにも掲載する。

6　競争入札執行の日時及び場所
（１）日　時
令和８年８月２０日（木）１０時４０分
（２）場　所
陸上自衛隊北恵庭駐屯地　業務隊第２会議室

7　落札決定方式
（１）総額（税抜）が当隊所定の予定価格以上の最高額入札者を落札者とする。
（２）落札者となるべき最高入札者が２人以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。

8　入札書の記載要領等
（１）入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する消費税抜きの金額を入札書に記載すること。（消費税相当額に１円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）
（２）品目ごとの金額の内訳を入札書に記載又は添付する。
（３）代表者以外の代理人による入札は、入札時に委任状を提出する。なお、郵便による入札の場合も同様とする。

9　保証金に関する事項
（１）入札保証金
免除（ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従った契約締結の手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の１００分の５に相当する金額を違約金として徴収する。）
（２）契約保証金
免除（ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の１００分の１０以上の金額を違約金として徴収する。）

10　入札の無効
（１）第２項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者による入札
（２）入札に関する条項に違反した入札
（３）入札金額、入札者（委託された者も含む）の氏名及び連絡先が判別し難い場合又は記載がない入札書
（４）入札開始時刻に遅れた者及び本公告に示す期限を過ぎて到着した郵便による入札書
（５）電話、電報及びＦＡＸによる入札
（６）暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

11　契約書の作成
落札決定後、関係法令等に基づき、標準契約書「不用物品売払契約条項」、別紙第３「談合等の不正行為に関する特約条項」、別紙第４「暴力団排除に関する特約条項」及び別紙第５「売払い物品の解体に関する特約条項」を付し、契約書を作成する。

12　現場説明会等
（１）現場説明会は実施しない。
（２）現物確認
ア　現物確認を希望する者は、事前調整の上、令和８年７月２１日（火）９時００分から同年７月３０日（木）１６時００分までの間（休日及び祝日を除く。）において確認すること。
イ　調整先
陸上自衛隊真駒内駐屯地　第１１後方支援隊第４科（担当：小熊）
電　話　０１１－５８１－３１９１（内線２８６４）

13　履行後提出書類
（１）解体証明書
（２）破砕証明書

14　違約金に関する事項
（１）本件車両を転売して一般市場に流通させた場合又は部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の１００分の１０に相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。また、一般市場に流通させるに至らなかった場合でも、その未遂があった場合には、契約金額の１００分の１０に相当する金額の違約金を徴収する。
（２）前項に示す履行後提出書類が履行期限を過ぎても未提出あるいは遅れて提出された場合、並びに虚偽の記載があることが判明した場合は、契約金額の１００分１０に相当する金額の違約金を徴収する。

15　その他
（１）売払い自動車等の識別ができるよう、自動車等番号及び車台番号を付記する。
（２）契約の成立時期については、契約書等に双方が記名押印したときとする。
（３）郵便等入札
ア　郵便等による入札参加を推奨する。
イ　郵便等入札の要領等
（ア）送付先
〒０６１－１４２３　北海道恵庭市柏木町５３１
陸上自衛隊北恵庭駐屯地　第３２３会計隊北恵庭派遣隊　契約班
（イ）送付期限
令和８年８月１９日（水）１７時００分（必着）
（ウ）送付要領
入札書は、「１ｔ水タンクトレーラ１，０００Ｌ売払いほか１件　入札書在中」と朱書きされた封筒の中に入れて封印し書留郵便又はメール便にて送付する。
（エ）到着の確認
郵送等により入札を行う者は、発送した後、会計隊契約班担当者に到着の確認を行うものとする。
（４）再度入札
ア　郵便等による入札者がいない場合、直ちに実施する。
イ　郵便等による入札者がいる場合
（ア）再度入札の実施日時
令和８年８月２５日（火）１０時２０分
（イ）郵便入札の要領
ａ　送付期限
令和８年８月２４日（月）１７時００分（必着）
ｂ　その他の要領
初度の入札と同様とする。代表者以外の代理人が再度入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
（５）所有権移転の時期
第１３項に示す提出書類等の提出が完了し、契約担当官が承認した時期とする。
（６）売払自動車等の引取等
ア　所有権移転後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わない。また、買受人は当該物品に不具合、隠れたる瑕疵（かし）等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできない。
イ　売払自動車等の引取りに際しては、事故防止に留意するとともに、事故発生の場合は、全て買受人の責任において処理すること。
ウ　売払自動車等の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とすること。
エ　売払自動車等の使用等に際して必要となる法令上の各種手続は、買受人の責任において行うこと。
（７）入札当日において駐屯地は、会計隊契約班事務室、入札会場及び厚生センター以外の立入は認めない。やむを得ない事情が発生した場合は、事前に担当者に申し出をして了承を得ること。この際、必要に応じ官側は立会する。
なお、駐屯地への入門は、入札開始時刻の３０分前からとし、入札執行場所には入札開始時刻の２０分前から入室できる。
（８）入札に関する問合わせ先
陸上自衛隊北恵庭駐屯地　第３２３会計隊北恵庭派遣隊　契約班（担当：廣瀬）
電　話　０１２３－３２－２１０１（内線３４５）
メール　330fin-na@inet.gsdf.mod.go.jp

（９）公告掲示場所
陸上自衛隊北恵庭駐屯地
北部方面会計隊ホームページ（http：//www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/）
(10) 公告掲示期間
令和８年７月１７日（金）～令和８年８月２０日（木）
(11) 「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」提示場所
陸上自衛隊北恵庭駐屯地
北部方面会計隊ホームページ（http：//www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/）

別紙第１

内　訳　書

番号	品　名	規　格	単位	数量	車両番号	車台番号
１	１ｔ水タンクトレーラ１，０００Ｌ	２輪、日本トレクス	EA	１	68-7822	T-59604
２	７８式雪上車	Ｂ	EA	１	93-5383	SM50B-017
	以下余白					
合　　計						

別紙第２

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

１　防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

２　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

３　原則、現に指名停止を受けている者の再委託については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

４　第２号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

（１）資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号及び会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第３条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和２７年法律第１７２号）第２条第７項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２条第４号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア　親会社（会社法第２条４号及び会社法施行規則第３条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

（２）人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア　一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ　一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

（３）（１）及び（２）に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど（１）又は（２）に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

別紙第３

談合等の不正行為に関する特約条項

（談合等の不正行為に係る解除）

第１条　甲は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

（１）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）（以下「独占禁止法」という。）第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第７条の４第７項若しくは第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（２）乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

２　乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第７条の４第７項又は第７条の７第３項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第２条　乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の１０分の１に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

（１）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第７条又は同法第８条の２（同法８条第１項第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

（２）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

（３）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第７条の４第７項又は第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（４）乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合であっては、その役員又は使用人）が刑法第９６条の６若しくは第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項の規定による刑が確定したとき。

２　乙は、前項第４号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の１０分の１に相当する額のほか、契約金額の１００分の５に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

（１）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第７条の２第１項及び第７条の３の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

（２）当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

（３）乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

３　乙は、契約の履行を理由として、前２項の違約金を免れることができない。

４　第１項及び第２項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

別紙第４

暴力団排除に関する特約条項

（属性に基づく契約解除）

第１条　甲は、警視庁又は道府県警察本部の暴力団排除対策を主管とする課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）への照会、又は暴力団対策主管課長からの通知により、乙が次の各号の一に該当すると認められたときは、本契約を解除することができる。

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。　２　乙は、甲から求めがあった場合、乙の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表とする。）及び登記簿謄本の写しを提出するとともに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意するものとする。

（行為に基づく契約解除）

第２条　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、本契約を解除することができる。

（１）暴力的な要求行為

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為

（３）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

（４）偽計又は威力を用いて支担官等の業務を妨害する行為

（５）その他前各号に準ずる行為

（暴力団排除に関する表明及び確約）

第３条　乙は、前２条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

２　乙は、前２条各号の一に該当する者（以下「排除対象者」という。）を再委託者等（再委託者（再再委託以降の全ての再委託者を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再委託者又は受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再委託者等に関する契約解除）

第４条　乙は、契約後に再委託者等が排除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再委託者等との契約を解除し、又は再委託者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

２　甲は、乙が再委託者等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再委託者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再委託者等との契約を解除せず、若しくは再委託者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償等）

第５条　甲は、第１条、第２条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

２　乙は、甲が第１条、第２条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

３　甲は、第１条、第２条及び前条第２項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の１０パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

４　前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（不当介入に対する通報・報告）

第６条　乙は、自ら又は再委託者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再委託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

別紙第５

売払い物品の解体に関する特約条項

甲（契約担当官）及び乙（契約相手方）は、売払い物品の解体に関し、次の特約条項を定める。

（総則）

第１条　乙は、次に掲げる売払い物品については、別に定める解体要領に基づき解体するものとする。

車台番号	品目	型式	単位	数量	備考
T-59604	１ｔ水タンクトレーラ１，０００Ｌ	２輪、日本トレクス	EA	1	
SM50B-017	７８式雪上車	B	EA	1	

（契約金額の内訳）

第２条　前条に掲げる物品に係る契約金額は、○○円（消費税及び地方消費税込み）とし、本契約書本文に記載した契約金額の内訳とする。

（所有権の移転）

第３条　第１条に掲げる売払い物品の所有権は、乙が甲に対して解体及び破砕の完了を届け出て、甲が承認したときをもって甲から乙に移るものとする。

調達要求番号：

<table>
<tr><td colspan="4">陸　上　自　衛　隊　仕　様　書</td></tr>
<tr><td>物品番号</td><td></td><td colspan="2">仕　様　書　番　号</td></tr>
<tr><td rowspan="5">使用済自動車（被けん引車，二輪，大型特殊等）の売払い</td><td colspan="3">ＧＶ－Ｚ００１０１６</td></tr>
<tr><td>防衛大臣承認</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>作　　成</td><td>令和８年３月５日</td></tr>
<tr><td>変　　更</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>作成部隊等名</td><td>補給統制本部　火器車両部</td></tr>
</table>

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊において実施する使用済自動車（被けん引車、二輪、大型特殊等）の売払いについて規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，次によるほか，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１による。

1.2.1

使用済自動車

陸上自衛隊で不用となった車両をいう。

1.2.2

自動車リサイクル券

“使用済自動車の再資源化等に関する法律”（以下，自動車リサイクル法という。）第７３条に規定する再資源化預託金等の構成要素を含んだものをいう。

1.2.3

引取り

自動車リサイクル法に規定される使用済自動車の引取りを行う工程をいう。

1.2.4

解体・粉砕

自動車リサイクル法に規定される解体工程及び破砕（溶解を含む。）工程をいう。

1.2.5

売払い車両

契約の相手方に対し、解体・破砕を前提に引き渡した車両をいう。

1.3　引用文書等

1.3.1　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　**仕様書**

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b)　**法令等**

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成１４年法律第８７号）

使用済自動車の再資源化等に関する法施行令（平成１４年政令第３８９号）

入札及び契約心得［陸幕会第３１７号（２７．３．５）別冊第１］

1.3.2　関連文書

不用決定した物品（供与品を除く。）の売払いについて（通達）［陸幕４第２７５号（４４．１０．１）］

2　売払いに関する要求

2.1　一般的要求事項

一般的要求事項は，次による。

a)　契約の相手方は，自動車リサイクル法に示す４つの業種の資格（引取業，フロン類回収業，解体業及び破砕業）をもつ者又は引取業の資格をもち，他の３つの業種を他の業者に下請けさせる場合は，入札開始前までに“下請負承認申請書”を提出し，承認を受ける。

b)　契約の相手方は，過去の売払い車両の解体・破砕及び売払いにおける解体証明書又は破砕証明書が履行期限を超えて未提出の状態であってはならない。

c)　契約の相手方は，自動車リサイクル法に基づき，売払い車両の引取り，引渡し及び解体・破砕を実施するほか，必要な機材，作業車などは，契約の相手方が用意する。

d)　売払い車両の引渡しなどに関する事項は，調達要領指定書によって指定する。

2.2　引渡し

引渡しは，次による。

a)　契約の相手方は，官側から売払い車両の引渡しの段階で，受領書を官側に提出する。

なお，売払い車両の所有権は，4.1 の提出書類全ての提出が完了するまで官側に留保する。

b)　契約の相手方は，2.1 a)によって，他の業者に下請けさせる場合は，官側から引渡された売払い車両を解体・破砕のために他の業者に引渡してもよい。

c)　契約の相手方は，売払い車両の引渡しに際し事故防止に万全を期さなければならない。

2.3　自動車リサイクル券の手続き

契約の相手方は，売払い車両に添付された自動車リサイクル券について，自動車リサイクル法に基づき，使用済自動車として手続きを行う。

2.4　転売の禁止事項

契約の相手方は，売払い車両について，外観から自衛隊車両と判別が可能な車両のキャビン，ボデーなどの各種外装部品及びフレームは，微細化，圧壊又は溶解して金属材料とする以外は，一切転売してはならない。当該部品が一般市場に流通した場合（未遂を含む。）は，契約担当官は，契約の相手方に対し損害賠償を請求する。

2.5　車両の解体・処分要領

車両の解体及び処分要領は，次による。

a)　契約の相手方は，2.4で転売禁止とするもの以外の車両のキャビン，ボデーなどの外装部品及びフレームを引き渡した日から３か月以内に，法令等に規定する基準に従い解体・破砕を実施する。

b)　契約の相手方は，下請けさせた他の業者（以下，“下請負者”という。）及び解体自動車（廃車ガラ）の売却先を報告する。

3　品質保証

監督及び検査は，契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4　その他の指示

4.1　提出書類

提出書類は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，**表1**による。

表1－提出書類

番号	名称	数量	提出先	提出時期	摘要
1	下請負承認申請書[b)]	各１	[a)]	入札開始前までに	都道府県知事の許可証[c)]を添付
2	細部実施要領書			契約締結後速やかに	**図1**による。
3	受領書			売払い車両の引渡し時	ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の**図8**による。
4	解体証明書[d)]			作業完了後１５日以内	**図2**による。
5	破砕証明書[d)]				**図3**による。

注[a)]　調達要領指定書によって指定する。

注[b)]　契約の相手方がフロン回収及び解体・破砕の全てを行う場合は，除く。

注[c)]　契約の相手方は，下請負者が解体・破砕を行う場合は，当該引渡しの証明が可能な証書を添付する。

注[d)]　売払い車両ごとの解体・破砕の時期，場所及び監督・検査の時期を明記する。

4.2　官側の支援

契約の相手方は，売払い車両の処理の作業において，官側の支援を必要とする場合は，事前に協議のうえ，次の事項について支援を受けることが可能である。

a)　自衛隊などの敷地への立ち入りに関する事項

b)　売払いのため，最低限の図面の貸出し又は閲覧に関する事項

4.3　安全管理

売払いの作業は，安全管理に万全を期する。

4.4　売払いに関する保全

売払いに関する保全は，次による。

a)　契約の相手方は，4.2 b)で貸出し又は閲覧した図面について，申請手続きのための提出書類とする場合を除き，複製してはならない。また，売払い後確実に監督官へ返却しなければならない。

b)　契約の相手方は，売払いの履行に当たり直接又は間接にかかわらず知り得た事項を漏えい，別途利用及びその他への公表をしてはならない。また，この契約終了後も同様とする。

4.5　その他

その他は，次による。

a)　契約の相手方は，官側の施設及び機材，物品などに損傷を与えた場合は，速やかに契約担当官等と協議する。

b)　契約の相手方は，履行期間の延長を必要とする場合は，契約担当官等と協議する。

4.6　仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の8.3による。

細　部　実　施　要　領　書

分任契約担当官
陸上自衛隊〇〇駐屯地
〇〇　〇〇　殿

住　所
会社名
代表者名

件名：使用済自動車（被けん引車、二輪、大型特殊等）の売払い
搬出場所：〇〇駐屯地

１　解体作業場所

２　引取り日（搬出日）

３　解体作業内容

４　破砕作業内容

図1－細部実施要領書の様式

年　　月　　日

解　体　証　明　書

分任契約担当官
陸上自衛隊〇〇駐屯地
第〇〇会計隊長　〇〇〇〇

〇〇〇〇
代表者名　　印

契約番号〇〇〇〇の解体処分について，次のとおり解体処置致しましたことを通知申し上げます。

1　解体実施会社名　　〇〇〇〇
2　処分品の名称，車台番号及び数量（多数の場合は別紙で整理可能）
3　解体実施日　　年　　月　　日
4　部品等の転売　2.4の転売禁止事項に係る転売はありません

※　解体実施会社名の欄は，下請負者（再下請負者以降の全ての下請負者を含む。）が解体を行った場合は，当該下請負者名を記載し，契約の相手方から下請負者に引渡したことを証明する書類を添付（契約の相手方が直接下請負者に引渡していない場合は，経由した事業者全てについて，引渡しを証明する書類を添付）

図2－解体証明書の様式

年　　月　　日

破　砕　証　明　書

分任契約担当官
陸上自衛隊○○駐屯地
第○○会計隊長　○○○○

○○○○
代表者名　　印

契約番号○○○○の特定部位について，次のとおり破砕処置致しましたことを通知申し上げます。

1　破砕実施会社名　　○○○○
2　処分品の名称，車台番号及び数量（多数の場合は別紙で整理可能）
3　破砕実施日　　年　　月　　日
4　部品等の転売　2.4の転売禁止事項に係る転売はありません

※　破砕実施会社名の欄は，下請負者（再下請負者以降の全ての下請負者を含む。）が破砕を行った場合は，当該下請負者名を記載し，契約の相手方から下請負者に引渡したことを証明する書類を添付（契約の相手方が直接下請負者に引渡していない場合は，経由した事業者全てについて，引渡しを証明する書類を添付）

図3－破砕証明書の様式

調達要領指定書	調 達 要 求 番 号	売払請求番号第2号(第11後方支援隊)
	調達要求年月日	令和8年6月12日
	作 成 部 隊	第11後方支援隊
	作 成 年 月 日	令和8年6月12日
品　　名	使用済自動車(被けん引車, 二輪, 大型特殊等)の売払い	
仕 様 書 番 号	GV－Z001016	

指定事項:

1 品名・数量等

連番	器　　名	規　　格	単位	数量
1	1t水タンクトレーラ1, 000L	2輪、日本トレクス	EA	1
2	78式雪上車	B	EA	1
3	――――――――――― 以下余白 ―――――――――――			
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

2 引渡場所及び解体場所

(1) 引渡場所は、「陸上自衛隊　北恵庭駐屯地」とする。

(2) 解体場所は、「契約の相手方が指定する場所」とする。

(3) 解体自動車保管場所は「契約の相手方が指定する場所」とする

(4) 解体場所及び各保管場所への使用済車両の移動については契約の相手方が実施するものとする。

3 官側の立ち会い

引渡時に係の点検立会を実施する。

4 完了検査の要領

解体証明書及び破砕(又は溶解)証明書の確認をもって完了とする。

5 書類提出先等

〒００５－８５４３　北海道札幌市真駒内１７番
陸上自衛隊真駒内駐屯地　第１１後方支援隊（担当：小熊）
電話　０１１－５８１－３１９１（内線２８４６）

材　質　別　重　量　区　分　表

（単位　：　ｋｇ）

車　両　型　式	等　級 区　分	鉄				銅		真　鍮		アルミ	鉛	ガラス	ゴム	未価値品	計
		鋳　鉄	Ｈ２	Ｈ３	Ｈ４	並	下	真鍮	鋳物						
１ｔ水タンクトレーラ １，０００Ｌ （２輪、日本トレクス）	１両分	29.5	0.0	837.1	29.5	0.0	3.7	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	127.1	22.1	1,050.0
	Ａ　１　両分	29.5	0.0	837.1	29.5	0.0	3.7	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	127.1	22.1	1,050.0
	Ｂ採取分	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	Ａ－Ｂ	29.5	0.0	837.1	29.5	0.0	3.7	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	127.1	22.1	1,050.0

車 両 解 体 に お け る 重 量 等

1　車両のくず区分ごと重量

（単位　：　ｋｇ）

区　　分	単　位	数　　量	備　　考
鋳　　鉄	ｋｇ	29.5	
鉄　　（Ｈ　２）	ｋｇ	0.0	
鉄　　（Ｈ　３）	ｋｇ	837.1	
鉄　　（Ｈ　４）	ｋｇ	29.5	
銅　　（並）	ｋｇ	0.0	
銅　　（下）	ｋｇ	3.7	
真　　鍮　　（真　鍮）	ｋｇ	0.0	
真　　鍮　　（鋳　物）	ｋｇ	1.0	
ア　ル　ミ	ｋｇ	0.0	
鉛	ｋｇ	0.0	
ガ　ラ　ス	ｋｇ	0.0	
ゴ　　ム	ｋｇ	127.1	
ステンレス	ｋｇ	0.0	
未価値品	ｋｇ	22.1	
合　　計	ｋｇ	1,050.0	

2　標準解体工数・材料表

品　　名　（規　格）	標準解体工数	使　用　材　料	
	（人/時）	アセチレン（ｋｇ）	酸素（㎥）
１ｔ水タンクトレーラ１，０００Ｌ	4	0.6	2.3

材　質　別　重　量　区　分　表

（単位　：　ｋｇ）

車　両　型　式	等　級 区　分	鉄				銅		真　鍮		アルミ	鉛　屑	ガラス	その他 ゴ　ム	計
		特　級	1　級	2　級	級　外	上	並	真鍮	鋳物					
７８式雪上車（B）	１両分	1,990.0	926.0	436.0	75.5	15.0	18.0	4.5	11.0	513.0	60.0	28.0	627.0	4,704.0
	Ａ　1　両分	1,990.0	926.0	436.0	75.5	15.0	18.0	4.5	11.0	513.0	60.0	28.0	627.0	4,704.0
	Ｂ採取分	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	Ａ－Ｂ	1,990.0	926.0	436.0	75.5	15.0	18.0	4.5	11.0	513.0	60.0	28.0	627.0	4,704.0

車 両 解 体 に お け る 重 量 等

1　車両のくず区分ごと重量

（単位　：　ｋｇ）

区　　分	単　位	数　　量	備　　考
特　級	ｋｇ	1,990.0	
１　級	ｋｇ	926.0	
２　級	ｋｇ	436.0	
級　外	ｋｇ	75.5	
銅　　（上）	ｋｇ	15.0	
銅　　（並）	ｋｇ	18.0	
真　　鍮　　（真　鍮）	ｋｇ	4.5	
真　　鍮　　（鋳　物）	ｋｇ	11.0	
ア　ル　ミ	ｋｇ	513.0	
鉛　屑	ｋｇ	60.0	
ガ　ラ　ス	ｋｇ	28.0	
その他ゴム	ｋｇ	627.0	
合　　計	ｋｇ	4,704.0	

2　標準解体工数・材料表

品　　名　（規　格）	標準解体工数	使　用　材　料	
	（人/時）	アセチレン（ｋｇ）	酸素（㎥）
７８式雪上車	19	2.8	10.3